主 文

原決定を取消す。

相手方等の申請にかかる本件仮処分申請はこれを棄却する。

申請費用及び抗告費用は相手方等の負担とする。

由

本件抗告理由は別紙添付の抗告理由に記載したとおりであつて、これに対し当裁判所は次のとおり判断する。

よつて、相手方等は業務執行を理由に、抗告人等に対し昭和二十六年一月九日商法第二百三十七条によつて抗告人等の解任及本件増資遂行の可否を議案とする臨時株主総会の招集を請求したのであるが、抗告人等が右請求に応じて総会招集の手続をなすことは到底、期待できず、又抗告人等は既に本件増資払込完了の報告株主総会を開催する旨の招集通知を発し、右報告総会が完了すれば、抗告人等は増資新株を手中に入れる結果となり、相手方等を解任すべき前記株主総会招集の目的は、殆んど、失はれてしまうから、このような抗告人等の不当な業務執行を阻止するため、商法第二百七十二条によつて本件申請をしたというにある。

〈要旨〉然し、商法第二百七十二条所定の仮の処分は取締役が会社を経営するについて、その職務の執行が適正を欠く〈/要旨〉ためその経営に著しい支障を生じ、或は、会社財産を喪失する慮のあるような場合に、若し、その取締役の解任を待てば、会社経営の急速な悪化、又は、会社財産の大きな損失によつて、会社の存立が危たいに頻するような場合に、会社の受ける損失を防止するため、取締役解任前になされる仮りの処分であるから、取締役の職務執行が、或は、不当又は不適正であっても、直接会社に対し急迫にして著しい損害を及ぼさないような場合には本条による仮処分はなし得ないものと言わねばならない。

よつて本件仮処分申請は理由がないものであつて、原審が相手方の申請を認容したのは失当であるから、原決定を取消し、右申請を棄却し、民事訴訟法第八九条第 九五条に依り主文のように決定した。

(裁判長裁判官 大嶋京一郎 裁判官 林平八郎 裁判官 大田外一)